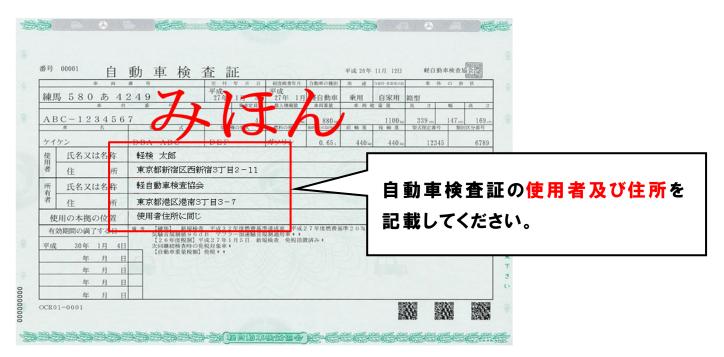


法人名義車両の代表者役職及び氏名の 記載が廃止となります

日頃より当協会の業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

軽自動車の申請手続きに係る申請書への記載につきまして、法人の場合は、名称、役職及び代表者の氏名の記載が必要としておりましたが、今般、登録自動車の取扱いに準じ、私法人については、名称のみの記載で取扱うこととしましたのでお知らせします。



※使用者が個人の場合

軽検 太郎ESQUEN

東京都新宿区西新宿3丁目2-11

※使用者が私法人の場合

申購入 (使用者) 軽自動車検査株式会社 氏名又は名称 住所 東京都新宿区西新宿3丁目2-11

※詳しくは、当協会事務所職員へお尋ねください。